

加須市教育委員会の後援又は共催に関する事務取扱要綱

(平成26年6月5日教育長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、加須市教育委員会（以下「教育委員会」という。）以外の団体等が事業又は行事（以下「事業等」という。）を実施するに当たり、教育委員会が後援又は共催をする基準及びその手続等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 団体等が主催する事業等に対して、教育委員会がその趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用を承諾すること。
- (2) 共催 団体等と教育委員会が共同の主催者として事業等を行い、かつ、相互の役割分担、経費分担及び社会的責任が求められること。

(後援・共催の依頼)

第3条 教育委員会の後援又は共催を受けようとする団体等は、原則として事業等を実施する1箇月前までに事業等を所管する課の長（以下「所管課長」という。）を経て、後援・共催依頼書（様式第1号）を教育長に提出しなければならない。

(後援・共催の承諾基準)

第4条 教育長は、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、後援又は共催の承諾をするものとする。

- (1) 教育行政の推進に寄与すると認められる事業等であること。
- (2) 原則として、市の区域又はこれに隣接する区域で開催されるなど、広く市民を対象とした事業等であること。
- (3) 公共的な団体又は企業（地域貢献に係る事業を実施する場合に限る。）からの依頼によるもので（営利を目的とする団体及び個人からの依頼によるものではないこと。）、主催者の存在が明確であり、事業等の遂

行能力が十分であると認められること。

- (4) 主催者が参加者から参加費等を徴収する事業等にあつては、徴収の目的が適正かつ明確であり、営利を目的としないこと。
- (5) 法令又は公序良俗に反する事業等でないこと。
- (6) 政治的中立性を損なうおそれのある事業等でないこと。
- (7) 宗教的中立性を損なうおそれのある事業等でないこと。
- (8) 教育委員会が後援又は共催をする意義があると認められる事業等であること。

2 教育長は、承諾に当たっては、事業等を所管する課に意見を求めるものとする。

(後援・共催の承諾等)

第5条 教育長は、第3条に規定する依頼書を受理した場合は、その内容を審査し、前条に規定する基準に該当すると認めるときは、後援・共催承諾通知書(様式第2号)により、該当しないと認めるときは、後援・共催不承諾通知書(様式第3号)により承諾の可否を団体等へ通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第6条 前条の規定により承諾を受けた団体等(以下「承諾団体等」という。)は、承諾を受けた後に事業計画の変更をしようとするときは、当該変更内容を記載した書類を添えて、後援・共催変更依頼書(様式第4号)を教育長に提出し、その承諾を受けなければならない。

2 教育長は、第4条に規定する基準に該当すると認めるときは、後援・共催変更承諾通知書(様式第5号)により、該当しないと認めるときは、後援・共催変更不承諾通知書(様式第6号)により承諾の可否を承諾団体等へ通知するものとする。

3 教育長は、前項の規定による承諾をする場合において、当該承諾に付した条件を変更することができる。

(報告)

第7条 承諾団体等は、事業等の終了後速やかに、後援・共催事業等実施報告

書（様式第7号）に事業等の内容が明確に把握できる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

（承諾の取り消し等）

第8条 教育長は、承諾団体等が次のいずれかに該当した場合には、その承諾を取り消し、後援・共催取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

- （1） 第4条に規定する基準に適合しないと認めたとき。
- （2） 依頼書又は添付書類に虚偽があると認められるとき。
- （3） 承諾団体等が解散したとき又は事業等を取りやめたとき。
- （4） その他教育長が取り消す必要があると認めたとき。

2 前項の規定により承諾が取り消された団体等又は事業等の実施後に前項の規定に該当したことが明らかになった団体等については、承諾が取り消され、又は前項の規定に該当したことが明らかになった日以後の後援又は共催は、原則として行わないものとする。

（後援・共催事務処理台帳の備付け）

第9条 所管課長は、後援・共催事務処理台帳（様式第9号）に必要な事項を記入するものとする。

2 教育総務課長は、前項の後援・共催事務処理台帳の内容を四半期毎に教育長へ報告するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成26年6月5日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成29年1月27日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。